

Ｈ28年度山形県広域除雪ボランティア活動支援事業費補助金に係る 運用方針について

平成29年1月
山形県企画振興部市町村課

「やまがた除雪志隊」の活動経費を補助する標記補助金について、予算の範囲内で、公平な補助金の交付を実施するため、以下のとおり取り扱うこととします。

1 補助金交付申請の受付期間について

補助金の交付申請期間を、除雪ボランティア活動の実施時期に応じて、下記のとおり2回設定しますので、補助金の交付を受けたい方は、必ず期間内に申請くださるようお願いいたします。

	申請受付期間	除雪ボランティア活動の実施時期
1回目	1/16（月）～25（水）	1月16日（月）～2月9日（木）
2回目	2/1（水）～9（木）	2月10日（金）～

2 補助金の交付金額について

上記1の受付回ごとに、下記のとおり予算を配分し、その配分額の範囲内で補助金の交付を行います。

	申請受付期間	配分額
1回目	1/16（月）～25（水）	587千円
2回目	2/1（水）～9（木）	392千円

※配分割合は、過去2カ年（平成26・27年度）の1月下旬から2月下旬における除雪ボランティア活動の実施回数に応じて設定しています。

- ・受付期間内の申請をとりまとめた結果、申請額の合計が配分額を超過していた場合は、補助率を調整（例：10/10→8/10に変更等）し、配分額以内に収まるように調整した上で、交付決定を行います。
- ・1回目受付分の交付決定額の合計が配分額に満たない場合は、差額分を2回目に繰り越します。

※調整の結果によっては、申請額どおりの交付決定ができない場合も考えられますので、予め御承知おき願います。